

長浜市告示第168号

長浜市相談支援業務ICT導入支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市相談支援業務ICT導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉における相談支援事業に従事する職員の負担軽減、労働環境の改善及び業務効率化を図り、需要に応じた相談支援サービスの提供、働きやすい職場環境の整備等を推進するため、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者に対し、予算の範囲内で長浜市相談支援業務ICT導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定特定相談支援事業者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第19項に規定する特定相談支援事業を行う者をいう。
- (2) 指定障害児相談支援事業者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業を行う者をいう。
- (3) 事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所及び児童福祉法第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業所をいう。

(補助対象事業者等)

第3条 補助対象事業者、補助対象経費及び補助率は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付額)

第4条 この補助金の交付額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない方の額とする。ただし、補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

- (1) 補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額
 - (2) 別表第2に掲げる常勤かつ専従の相談支援専門員の配置数の区分に応じた基準額
- (交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4第1項に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、事業を実施しようとする日までに市長に提出しなけれ

ばならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 積算内訳書
- (3) 勤務体制一覧表
- (4) 導入機器等のカタログ、仕様書等
- (5) 導入機器等の見積書
(事業の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ当該補助金の交付決定の変更を市長に申請し、その決定を受けなければならない。

- (1) 事業に要する経費の額又は事業内容を変更しようとするとき。
- (2) 事業の一部若しくは全部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 前項の規定による変更申請には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 事業変更内訳書
(実績報告等)

第7条 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 導入機器等の領収書の写し
- (2) 導入機器等の写真

2 規則第14条第1項の実績報告書は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(取得財産等の処分制限等)

第8条 規則第20条第2号に規定する機械及び重要な器具で市長が指定するものは、別表第1に定める補助対象経費で購入する機器（以下「取得財産等」という。）とし、同条に規定する耐用年数を勘案して別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数とする。

2 補助金の交付決定を受けた者は、耐用年数が経過する前に取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、補助金の交付決定を受けた者が取得財産等を処分することにより、当該補助金の交付決定を受けた者に収入があり、又はあると見込まれるときは、当該収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(補助金に係る経理)

第9条 補助金に係る経理は、その収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(告示の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第3条関係)

項目	摘要	備考
補助対象事業者	次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 長浜市内に事業所がある指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者で、常勤かつ専従の相談支援専門員を1人以上配置しているもの (2) ICT導入をしようとする事業所の従業者が長浜市及び湖北基幹相談支援センターが実施するICT導入に伴う研修会に参加していること。 (3) 補助金の交付申請時点において、納期限が到来している市税に未納がないこと。	
補助対象経費	(1) 情報端末(タブレット端末、スマートフォン等のハードウェア及びインカム) 業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェア、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減し、効率的なコミュニケーションを図るためのインカム等、ICT技術を活用したもの。 (2) ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外) 研究開発品ではなく、企業が保証する製品であること。 (3) ウェブカメラ、携帯型プリンター等 (4) 通信環境機器等(Wi-Fiルーター等) (5) 保守経費等(クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策等) ※(4)の通信環境機器等及び(5)の保守経費等は、(1)の情報端末、(2)のソフトウェア及び(3)のウェブカメラ、携帯型プリンター等の導入に必要なものに限る。	導入した年度に係る経費のみを対象とする。 購入を原則とし、リース又はレンタルは補助の対象外とする。 インターネット回線使用料等の通信費その他本事業の目的及び趣旨から逸脱している経費は、対象外とする。 本事業と同趣旨の事業による補助金の交付を受けている費用又は受けることを予定している費用は、対象外とする。
補助率	2分の1	

別表第2 (第4条関係)

常勤かつ専従の相談支援専門員の配置数	基準額
1人	200,000円

2人	400,000円
3人	600,000円
4人	800,000円
5人以上	1,000,000円

備考

- 1 常勤かつ専従の相談支援専門員の配置数は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の規定に基づいて計算した人数（小数点以下切捨て）とする。
- 2 相談支援業務に従事する管理者、地域生活支援拠点コーディネーター及び相談支援員の職員は、相談支援専門員に含む。